令和８年（２０２６年）

第４回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

０４２－７２２－３１１１
内線　４７１７・４７１９

第１版　２０２６.１１.２０　調製

令和８年(2026年)第４回町田市議会定例会日程一覧表

※11月20日（金）告示　議案配付　議会運営委員会
※11月25日（水）正午　一般質問通告締切
※11月25日（水）午後２時～午後５時
　11月26日（木）午前10時～午後５時　一般質問打ち合わせ

月	日	曜日	会議種別	摘要	備考
11	30	月	本会議 議会運営委員会	第１１２号議案、第１１３号議案 ―提案理由説明―質疑―表決 第９５号議案～第１１１号議案、第１１４号議案 ―提案理由説明	請願・陳情受付締切 午後５時
12	1	火	議案説明会 全員協議会		
	2	水	議案調査		
	3	木	本会議 議会運営委員会	一般質問	質疑通告締切 午後零時５０分
	4	金	本会議	一般質問	
	5	㊏			
	6	㊐			
	7	月	本会議	一般質問	
	8	火	本会議	一般質問	
	9	水	本会議	一般質問	
	10	木	本会議 議会運営委員会	第９７号議案～第１１１号議案、第１１４号議案、第９５号議案～第９６号議案 ―質疑―付託 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時５０分
	11	金	常任委員会	文教社会・建設	
	12	㊏			
	13	㊐			
	14	月	常任委員会	総務・健康福祉	
	15	火	常任委員会	常任委員会予備日	
	16	水	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時５０分 即決請願・委員会提出の議員提出議案提出締切 午後零時５０分
	17	木	議事整理		
	18	金	議事整理		
	19	㊏			
	20	㊐			
	21	月	議事整理		
	22	火	議事整理		
	23	水	本会議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ―質疑―表決 議員提出議案 ―提案理由説明― ―質疑―表決 請願及び陳情の付託報告	

令和８年第４回定例会は、１１月３０日（月）に招集され、１２月２３日（水）までの２４日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算２件、条例１３件、その他が５件の予定です。

予算案は、令和８年度（２０２６年度）町田市一般会計補正予算（第４号）など、条例案は、町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例などが審議される予定です。

◆　議案の内容　◆

第９５号議案　令和８年度（２０２６年度）町田市一般会計補正予算（第４号）
第９６号議案　令和８年度（２０２６年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第２号）
第９７号議案　町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例
第９８号議案　町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
第９９号議案　町田市交通安全推進協議会設置条例を廃止する条例
第１００号議案　町田市民ホール条例の一部を改正する条例
第１０１号議案　町田市鶴川緑の交流館条例の一部を改正する条例
第１０２号議案　町田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例
第１０３号議案　町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第１０４号議案　町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例
第１０５号議案　町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
第１０６号議案　町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例
第１０７号議案　町田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例
第１０８号議案　町田市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
第１０９号議案　町田市民病院使用条例の一部を改正する条例
第１１０号議案　南第一小学校解体工事請負契約
第１１１号議案　最終処分場峠谷地区安全対策工事請負契約
第１１２号議案　消防ポンプ自動車購入
第１１３号議案　損害賠償の額の決定について
第１１４号議案　町田市フォトサロンの指定管理者の指定について

令和８年度（２０２６年度）

１２月補正予算（第４号）

１２月補正予算の概要

１２月補正予算では、事業の完了に伴う執行残額等の減額のほか、当初予算策定後の状況変化に伴う補正を行います。

○国の就業者負担軽減支援金に係るシステム改修のための費用を計上します。

○学校給食費について、国の新たな負担制度が創設されたことに伴い、歳入予算を増額します。これにより、市の実質的な負担は軽減されます。また、これまで対象外としていた不登校の児童生徒についても、新たに学校給食代替費補助の支給対象に加えることとします。

○その他、一般会計及び特別会計の事業費を補正します。

一般会計	5億7,487万9千円
特別会計	2,141万1千円
計	5億9,629万円

一般会計補正予算の主な内容

１　いくつになっても自分の楽しみが見つかるまちになる

・ 町田木曽山崎パラアリーナ整備における残置杭撤去事業　4,224万円

２　その他

・ 職員人件費　2億5,967万7千円
・ 生活保護事業　1億8,979万8千円
・ 道路維持事業　3,460万円
・ 指定管理公園管理事務　3,371万6千円
・ 就業者負担軽減支援金システム改修事業　1,430万円

特別会計の補正額

・ 国民健康保険事業会計　2,141万1千円

２０２６年度１２月補正　会計別予算構成表

（千円）

区　　分		補正前額	構成比（%）	補正額	補正後額	構成比（%）
一　般　会　計		214,061,869	60.3	574,879	214,636,748	60.3
特別会計	国民健康保険事業会計	40,519,771	11.4	21,411	40,541,182	11.4
	介護保険事業会計	44,059,130	12.4	0	44,059,130	12.4
	後期高齢者医療事業会計	16,163,367	4.6	0	16,163,367	4.6
	鶴川駅南土地区画整理事業会計	1,577,402	0.4	0	1,577,402	0.4
	下水道事業会計	19,357,033	5.5	0	19,357,033	5.5
	収益的	12,505,412	3.6	0	12,505,412	3.6
	資本的	6,851,621	1.9	0	6,851,621	1.9
	病院事業会計	19,296,310	5.4	0	19,296,310	5.4
	収益的	17,081,469	4.8	0	17,081,469	4.8
	資本的	2,214,841	0.6	0	2,214,841	0.6
	小　　計	140,973,013	39.7	21,411	140,994,424	39.7
合　　計		355,034,882	100.0	596,290	355,631,172	100.0

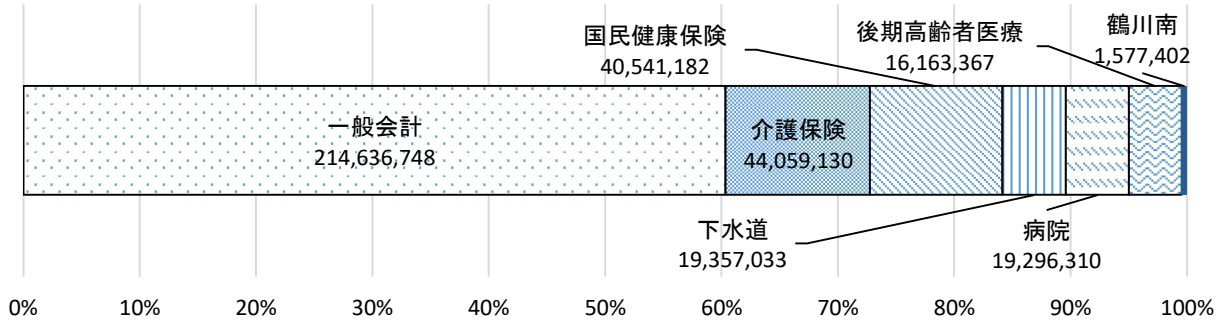

○ 一般会計の補正額は5億7,487万9千円で、補正後の全会計予算総額3,556億3,117万2千円に対する一般会計の構成比は60.3%です。

○ 特別会計の補正額は2,141万1千円で、出産育児一時金及び高額介護療養費保険者負担金を計上しています。

２０２６年度１２月補正　一般会計歳入予算内訳表

（千円）

款	補正前額	構成比（%）	補正額	補正後額	構成比（%）
1. 市税	74,322,756	34.7	ー	74,322,756	34.6
2. 地方譲与税	743,000	0.4	ー	743,000	0.4
3. 利子割交付金	401,000	0.2	ー	401,000	0.2
4. 配当割交付金	981,000	0.5	ー	981,000	0.5
5. 株式等譲渡所得割交付金	1,764,000	0.8	ー	1,764,000	0.8
6. 法人事業税交付金	1,756,000	0.8	ー	1,756,000	0.8
7. 地方消費税交付金	11,196,000	5.2	ー	11,196,000	5.2
8. ゴルフ場利用税交付金	39,000	0.0	ー	39,000	0.0
9. 環境性能割交付金	1	0.0	ー	1	0.0
10. 地方特例交付金	863,000	0.4	ー	863,000	0.4
11. 地方交付税	4,705,572	2.2	ー	4,705,572	2.2
12. 交通安全対策特別交付金	45,000	0.0	ー	45,000	0.0
13. 分担金及び負担金	140,739	0.1	ー	140,739	0.1
14. 使用料及び手数料	3,712,583	1.7	ー	3,712,583	1.7
15. 国庫支出金	43,476,321	20.3	139,425	43,615,746	20.3
16. 都支出金	33,145,069	15.5	191,273	33,336,342	15.5
17. 財産収入	1,078,038	0.5	ー	1,078,038	0.5
18. 寄附金	365,529	0.2	1,000	366,529	0.2
19. 繰入金	10,203,026	4.8	281,181	10,484,207	4.9
20. 繰越金	6,381,840	3.0	ー	6,381,840	3.0
21. 諸収入	5,798,395	2.7	ー	5,798,395	2.7
22. 市債	12,944,000	6.0	△ 38,000	12,906,000	6.0
歳入合計	214,061,869	100.0	574,879	214,636,748	100.0

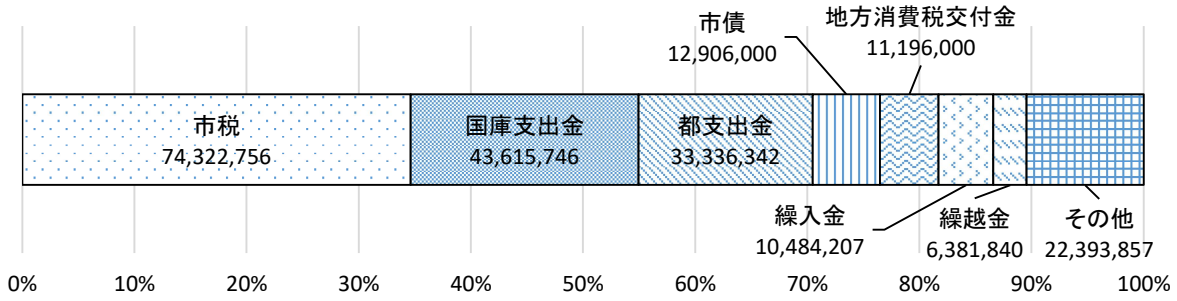

12月補正予算の主なもの

〇款15.国庫支出金　生活保護費負担金（1.4億円）、
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（△0.2億円）、
子ども・子育て支援交付金(9百万円)、社会資本整備総合交付金（6百万円）

〇款16.都支出金　学校給食費保護者負担軽減事業補助金（5.5億円）、
市町村総合交付金（△4.3億円）、都民税徴収委託金（0.6億円）、
とうきょうママパパ応援事業費補助金（8百万円）、生活保護費負担金（3百万円）、
子ども・子育て支援交付金（2百万円）、保育対策総合支援事業費補助金（2百万円）

〇款18.寄附金　指定寄付金（1百万円）

〇款19.繰入金　財政調整基金繰入金（2.8億円）

〇款22.市債　公共施設等適正管理推進事業債（2.3億円）、
体育施設整備事業債（△0.9億円）、地域センター整備事業債（△0.7億円）、
学校施設整備事業債（△0.6億円）、文化施設整備事業債（△0.3億円）、
廃棄物処理施設整備事業債（△0.2億円）

２０２６年度１２月補正　一般会計歳出予算　目的別内訳表

（千円）

款	補正前額	構成比（%）	補正額	補正後額	構成比（%）	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	670,204	0.3	200	670,404	0.3	―	―	―	200
2. 総務費	26,115,627	12.2	△ 2,298	26,113,329	12.2	25,645	△ 64,000	△ 25,858	61,915
3. 民生費	109,673,533	51.2	323,703	109,997,236	51.2	131,653	―	―	192,050
4. 衛生費	17,419,740	8.1	△ 46,437	17,373,303	8.1	16,114	△ 17,000	―	△ 45,551
5. 労働費	39,942	0.0	―	39,942	0.0	―	―	―	―
6. 農林費	397,529	0.2	△ 1,087	396,442	0.2	△ 1,350	―	―	263
7. 商工費	1,123,131	0.5	△ 14,160	1,108,971	0.5	―	―	△ 14,112	△ 48
8. 土木費	19,983,272	9.3	92,234	20,075,506	9.4	1,210	―	―	91,024
9. 消防費	5,459,780	2.6	154,506	5,614,286	2.6	―	―	―	154,506
10. 教育費	24,084,649	11.3	68,218	24,152,867	11.3	115,583	43,000	△ 8,446	△ 81,919
11. 災害復旧費	6	0.0	―	6	0.0	―	―	―	―
12. 公債費	8,894,456	4.2	―	8,894,456	4.1	―	―	―	―
13. 予備費	200,000	0.1	―	200,000	0.1	―	―	―	―
歳出合計	214,061,869	100.0	574,879	214,636,748	100.0	288,855	△ 38,000	△ 48,416	372,440

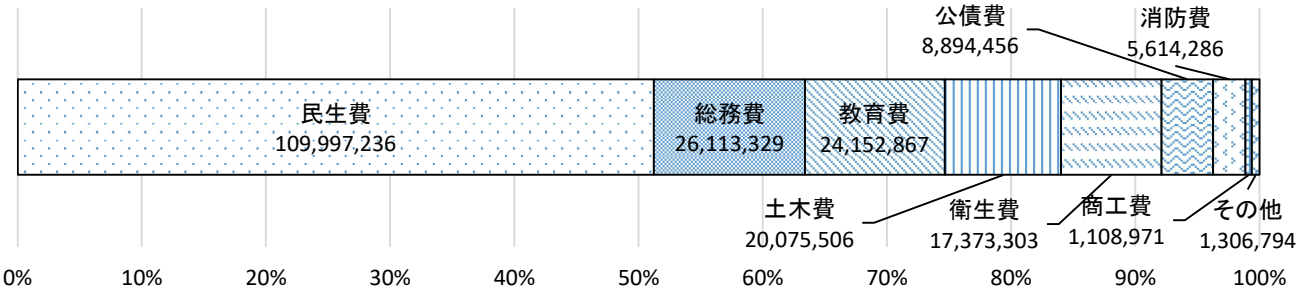

12月補正予算の主なもの

〇款 2.総務費　総合体育館改修事業実施設計委託料（△1.7億円）、職員人件費（1.5億円）

〇款 3.民生費　生活保護費（1.9億円）、職員人件費（0.8億円）、保育・幼稚園課都支出金返還金（0.3億円）、
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（△0.2億円）、
国民健康保険事業会計繰出金（0.2億円）、
成年後見人等報酬及び審判請求費用助成費（7百万円）

〇款 4.衛生費　循環型施設整備費（△0.4億円）、職員人件費（△0.3億円）、
出産・子育て応援事業・業務委託料（0.2億円）、母子一般健康診査事業健康診査等委託料（0.1億円）

〇款 6.農林費　新規就農者育成総合対策経営開始資金交付金（△1百万円）

〇款 7.商工費　新商品・新サービス開発事業補助金（△0.1億円）

〇款 8.土木費　中心市街地開発推進事業整備等負担金（△0.6億円）、道路等修繕料（0.3億円）、
職員人件費（△0.5億円）、指定管理公園委託料（0.3億円）、
都市公園・ふるさとの森施設等管理委託料（0.3億円）

〇款 9.消防費　常備消防都委託料（1.7億円）、職員人件費（△0.1億円）

〇款10.教育費　スポーツをする場撤去工事費（0.4億円）、職員人件費（0.2億円）

２０２６年度１２月補正　一般会計歳出予算　性質別内訳表

（千円）

区分		補正前額	構成比（%）	補正額	補正後額	構成比（%）
義務的経費	人件費	26,792,171	12.5	259,677	27,051,848	12.6
	職員給与費	25,912,392	12.1	258,177	26,170,569	12.2
	特別職給与費等	879,779	0.4	1,500	881,279	0.4
	扶助費	71,289,575	33.3	196,340	71,485,915	33.3
	公債費	8,894,455	4.2	ー	8,894,455	4.2
	計	106,976,201	50.0	456,017	107,432,218	50.1
投資的経費		22,701,236	10.6	△ 194,694	22,506,542	10.5
その他経費	物件費	37,749,940	17.6	89,359	37,839,299	17.6
	維持補修費	945,842	0.4	35,623	981,465	0.4
	補助費等	17,858,702	8.4	168,411	18,027,113	8.4
	繰出金	22,127,936	10.3	20,163	22,148,099	10.3
	出資金・貸付金	400,001	0.2	ー	400,001	0.2
	積立金	5,102,011	2.4	ー	5,102,011	2.4
	予備費	200,000	0.1	ー	200,000	0.1
	計	84,384,432	39.4	313,556	84,697,988	39.4
歳出合計		214,061,869	100.0	574,879	214,636,748	100.0

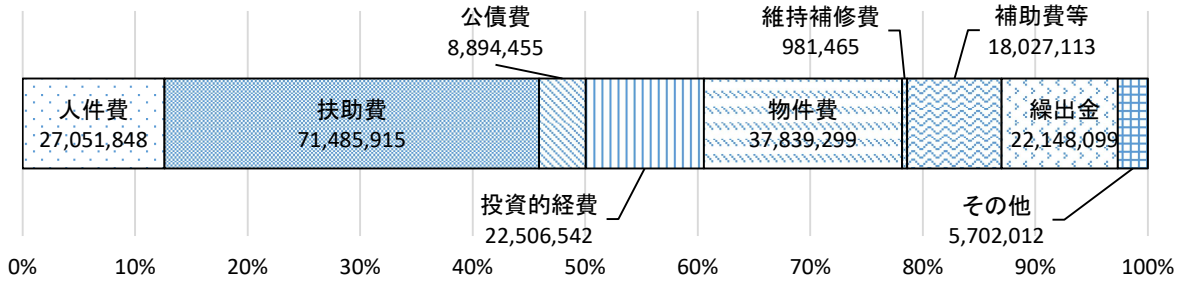

投資的経費　内訳

総務費	2,199,158	農林費	86,615	消防費	262,924
民生費	912,684	商工費	0	教育費	7,572,588
衛生費	986,247	土木費	10,486,320	災害復旧費	6

12月補正予算の主なもの

〇人件費　職員人件費(2.6億円)

〇扶助費　生活保護費（1.9億円）、成年後見人等報酬及び審判請求費用助成費（7百万円）

〇投資的経費　総合体育館改修事業実施設計委託料（△1.7億円）、
中心市街地開発推進事業整備等負担金（△0.6億円）、
スポーツをする場撤去工事費（0.4億円）、循環型施設整備事業用地購入費（△0.2億円）

〇物件費　指定管理公園委託料（0.3億円）、都市公園・ふるさとの森施設等管理委託料（0.3億円）、
出産・子育て応援事業・業務委託料（0.2億円）、
業務システム整備運用事業システム改造委託料（0.1億円）

〇維持補修費　道路等修繕料（0.3億円）

〇補助費等　常備消防都委託料（1.7億円）

〇繰出金　国民健康保険事業会計繰出金（0.2億円）

議案概要

議案名	第９７号議案　町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

保育所等の利用の調整等に関する事務について、個人番号による情報連携を行えるようにするため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 新たに個人番号を利用する事務及び利用する特定個人情報を、次のとおり定めます。

個人番号利用事務	特定個人情報
保育所等の利用の調整又は要請に関する事務であって市規則で定めるもの	・地方税関係情報 ・生活保護関係情報 ・障害者手帳等の交付に関する情報 ・児童扶養手当の支給に関する情報

○ 公布の日から施行します。

【関係法令】

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

【改正により何が変わるか】

○ 本改正により、保育所等の利用の申込みにおいて、課税・非課税証明書等の提出が不要となるため、利用者の負担軽減につながります。

○ 本改正による情報連携は、2027 年 10 月から開始する予定です。

問合せ先	総務部　法務課長　坂上 子ども生活部　保育・幼稚園課長　河手	電話	724-2506 724-2138

議案概要

議案名	第９８号議案　町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

　指定金融機関における小切手の取扱いの終了に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 小切手による退職手当の支払いに関する規定を削ります。

○ 公布の日から施行します。

【補足説明】

○ 2027 年 3 月末までに紙の手形及び小切手の交換が全面的に廃止されます。これに伴い、町田市の指定金融機関では、2026 年 9 月末をもって手形及び小切手の取扱いを終了しています。

問合せ先	総務部　職員課長　鈴木	電話	724-2199

議案概要

議案名	第９９号議案　町田市交通安全推進協議会設置条例を廃止する条例

【議案提出の目的】

交通安全事業の推進に関する会議体の整理・統合に伴い、町田市交通安全推進協議会を廃止するため、本条例を廃止するものです。

【議案の内容】

○ 2027 年 3 月 31 日をもって、町田市交通安全推進協議会を廃止します。

○ 2027 年 4 月 1 日から施行します。

【補足説明】

○ 2027 年度からは、「町田市交通安全推進協議会」と「町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会」の役割を整理・統合した「（仮称）町田市交通安全委員会」を設置し、交通安全事業を推進します。

問合せ先	防災安全部　市民生活安全課長　小宮	電話	724-4003

議案概要

議案名	第１００号議案　町田市民ホール条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

施設利用の利便性の向上及び適正化を図ることを目的として、貸出施設、利用時間及び利用料金に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 練習室に関する規定を削ります。

練習室単体での貸出は取りやめ、ホールの附属設備として利用できることとします。

○ 利用時間の延長及び繰上げに関する規定を改めます。

午前・午後・夜間の各利用単位の間の時間についても、延長又は繰上げができるようにします。

○ 施設利用に当たって入場料等を徴収する場合の利用料金の加算に関する規定を改めます。

ホール及びギャラリーだけでなく、会議室についても加算の対象とします。

○ 2028 年 4 月 1 日から施行します。

問合せ先	文化スポーツ振興部　文化振興課長　山田	電話	724-2184

議案概要

議案名	第１０１号議案　町田市鶴川緑の交流館条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

施設利用の利便性の向上及び適正化を図ることを目的として、貸出施設、利用時間及び利用料金に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

〈2027 年 2 月 1 日施行の改正〉

○ 活動諸室にリハーサル室及びプレイルームの名称を加えます。

○ ホール等の施設及び附属設備の利用料金について、時間単位の料金体系から、午前・午後・夜間・全日の利用単位ごとの料金体系に改めます。

○ 附属設備の利用料金について、利用する施設にかかわらず、種別ごとに同額となるよう改めます。

〈2028 年 4 月 1 日施行の改正〉

○ 利用時間の延長及び繰上げに関する規定を改めます。
　午前・午後・夜間の各利用単位の間の時間についても、延長又は繰上げができるようにします。

○ 施設利用に当たって入場料等を徴収する場合の利用料金の加算に関する規定を改めます。
　ホール及び多目的室だけでなく、その他の活動諸室についても加算の対象とします。

問合せ先	文化スポーツ振興部　文化振興課長　山田	電話	724-2184

議案概要

議案名	第１０２号議案　町田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

町田市立室内プールの利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 小学生及び中学生のプールの利用料金を通年で無料とします。

○ プールの団体利用割引に関する規定を削ります。

○ 2027 年 4 月 1 日から施行します。

問合せ先	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 間宮	電話	724-4036

議案概要

議案名	第１０３号議案　町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 放課後児童支援員の資格要件に次に掲げる者を加えます。

・こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

・大学又は大学院を卒業した者等で、1年以上児童福祉事業に従事したもの

○ 2027 年 4 月 1 日から施行します。

【関係法令】

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

○ 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）

○ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）

問合せ先	子ども生活部　児童青少年課長　島崎	電話	724-2182

議案概要

議案名	第１０４号議案　町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

指定管理者制度の導入に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者が行う主な業務を次のとおり定めます。
・障がい児の療育、指導及び相談に関すること。
・センターの施設等の維持管理に関すること。

○ 指定管理者の指定等に係る手続について定めます。

○ センターの開館時間及び休館日について定めます。

○ センター事業の利用の手続等に関する規定を改めます。

○ 使用料を利用料金に改め、指定管理者の収入とします。

○ その他指定管理者制度の導入に必要な規定を整備します。

○ 2029 年 4 月 1 日から施行します。

【関係法令】

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

【今後のスケジュール】

○ 2027 年 3 月　指定管理者の公募開始
○ 2027 年度～2028 年度　指定管理者の選定、業務の引継ぎ
○ 2029 年 4 月～　指定管理者による管理の開始

問合せ先	子ども生活部　子ども発達支援課長　遠藤	電話	709-3455

議案概要

議案名	第１０５号議案　町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

道路占用料の額を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 町田市が管理する道路の占用料の額を、東京都が管理する道路の占用料の額と同額に改めます。

［例］

占用物件	単位	改正前	改正後
電柱（第１種）	１本につき１年	1,620 円	1,670 円
看板	表示面積１平方メートルにつき１年	11,500 円	11,800 円

○ 2027 年 4 月 1 日から施行します。

【関係法令】

○ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

【補足説明】

○ 東京都は、固定資産税評価額や土地の賃料の水準の変動等を踏まえ、2026 年 4 月 1 日に道路占用料の額を改定しています。

問合せ先	道路部　道路管理課 許認可・用地管理担当課長　江口	電話	724-1149

議案概要

議案名	第１０６号議案　町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

特定公共物の占用料の額を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 町田市が管理する特定公共物※の占用料の額を、東京都が管理する河川及び道路の占用料の額と同額に改めます。

[例]河川、水路等に設けるもの

占用の内容	単位	改正前	改正後
橋りょう等	1平方メートルにつき1年	1,174円	1,221円
電線等	1平方メートルにつき1年	587円	610円

[例]道路等に設けるもの

占用物件	単位	改正前	改正後
電柱（第1種）	1本につき1年	1,620円	1,670円
看板	表示面積1平方メートルにつき1年	11,500円	11,800円

※ 特定公共物とは、市有土地のうち、河川法の適用を受けない河川や水路等及び道路法の適用を受けない道路等をいいます。

○ 2027年4月1日から施行します。

【補足説明】

○ 東京都は、固定資産税評価額や土地の賃料の水準の変動等を踏まえ、2026年4月1日に河川及び道路の占用料の額を改定しています。

問合せ先	道路部　道路管理課 許認可・用地管理担当課長　江口	電話	724-1149

議案概要

議案名	第１０７号議案　町田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

町田市交通安全推進協議会の廃止及び放置自転車等の移送等に係るコストの上昇に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 自転車等放置禁止区域の指定等に係る意見聴取に関する規定を改めます。

改正前	改正後
市長は、禁止区域を指定又は解除するときは、あらかじめ町田市交通安全推進協議会の意見を聞かなければならない。	市長は、禁止区域を指定又は解除するときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聞かなければならない。

○ 放置自転車等の引取りに際して納付する費用の額を改めます。

種　別	改正前	改正後
自転車（1 台）	3,000 円	4,000 円
原動機付自転車（1 台）	5,000 円	6,000 円

○ 2027 年 4 月 1 日から施行します。

【関係法令】

○ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）

【補足説明】

2027 年度からは、新たに設置する「（仮称）町田市交通安全委員会」において、意見聴取を行います。

問合せ先	道路部　道路管理課長　佐藤	電話	724-4245

議案概要

議案名	第１０８号議案　町田市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

温水プールの使用料を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 小学生及び中学生の温水プールの使用料を通年で無料とします。

○ 2027 年 4 月 1 日から施行します。

問合せ先	生涯学習部　生涯学習センター長　川瀬 文化スポーツ振興部　スポーツ振興課長　間宮	電話	728-0071 724-4036

議案概要

議案名	第１０９号議案　町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

健康保険法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 一部保険給付の対象外となるＯＴＣ類似薬※を処方した場合に患者が負担する特別の料金に関する規定を加えます。

○ 特別の料金の額は、薬価の 4 分の 1 相当の額とします。

○ 2027 年 3 月 1 日から施行します。

※ ＯＴＣ類似薬とは、処方箋なしで薬局やドラッグストアで購入できる市販薬（ＯＴＣ医薬品）と、有効成分や効能がほぼ同じである医療用医薬品のことです。

【関係法令】

○ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

問合せ先	市民病院事務部　医事課長　渡辺	電話	722-2230

議案概要

議案名	第１１０号議案　南第一小学校解体工事請負契約

【議案提出の目的】

南第一小学校建替え工事に伴い、同小学校の建設予定地である南第一小学校の敷地内建築物等（校舎棟など全ての建築物及び設備）の解体工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容

敷地内建築物及びその付帯設備等の解体工事、外構の解体工事

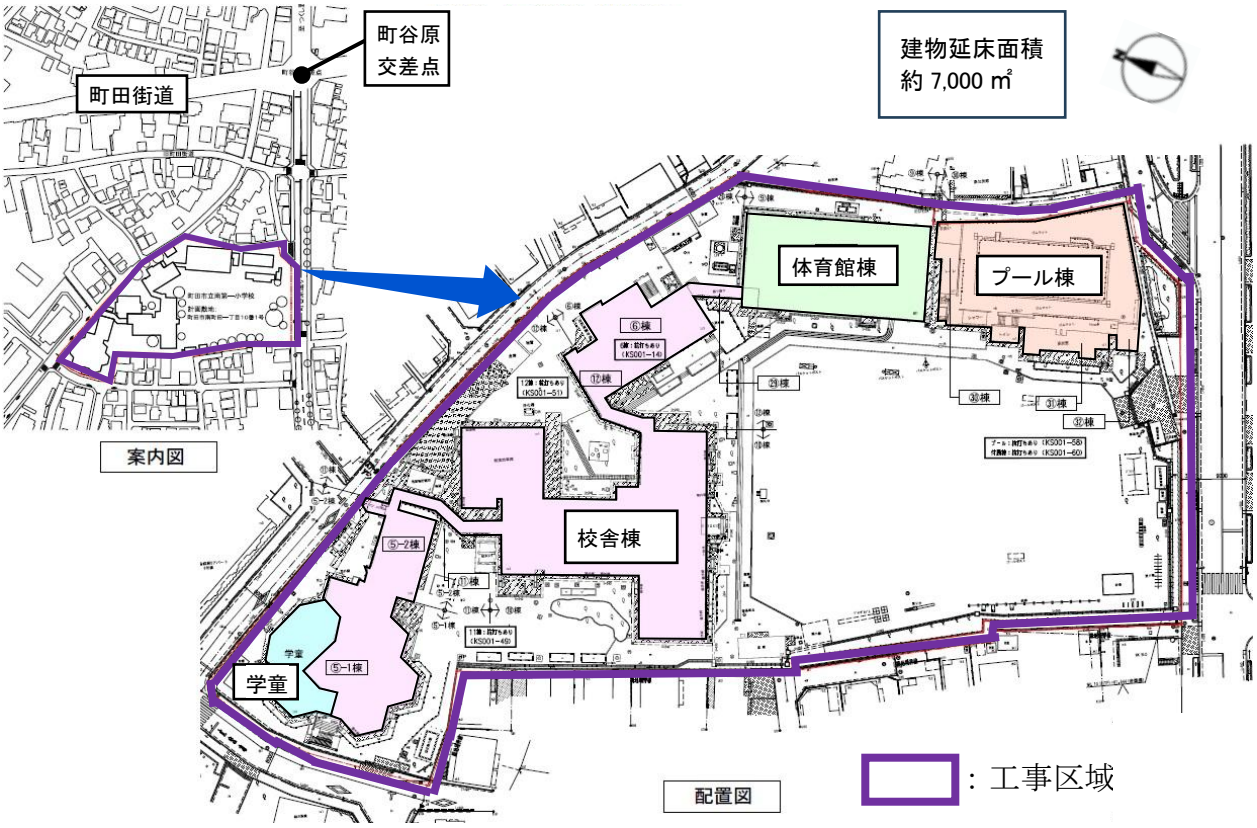

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 契 約 目 的　　南第一小学校解体工事
○ 契 約 方 法　　条件付一般競争入札
○ 契 約 金 額　　665,786,000 円
○ 契約相手方　　関東建設興業株式会社　東京支店
　　支店長　原田　隆治
　　東京都台東区台東一丁目 7 番 2 号秋州ビル 4F
○ 工　　期　　契約開始日から 2028 年 2 月 29 日まで

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　佐々木 （工事内容）財務部　営繕課長　長谷 （事業内容）学校教育部　施設課長　本田 子ども生活部　児童青少年課長　島崎	電話	724-2523 724-1293 724-2174 724-4097

議案概要

議案名	第１１１号議案　最終処分場峠谷地区安全対策工事請負契約

【議案提出の目的】

忠生スポーツ公園第二次整備基本計画に基づき、最終処分場峠谷地区の上部を公園として活用するため、安全対策工事及び建築物の基礎撤去を行うものです。

【議案の内容】

○ 工事内容

敷地造成工、上部遮水工、雨水排水設備工、舗装工、管理施設整備工、構造物撤去

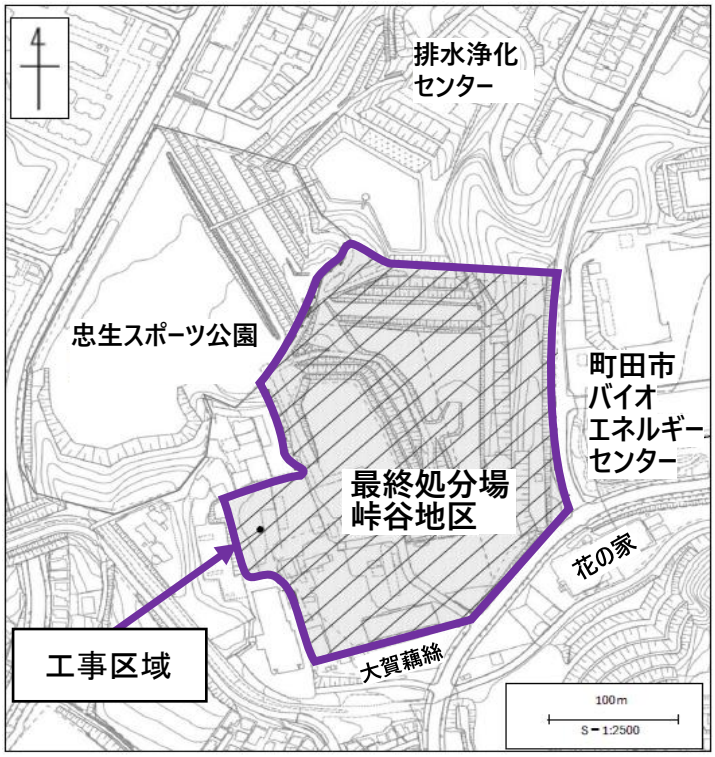

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 契 約 目 的　　最終処分場峠谷地区安全対策工事
○ 契 約 方 法　　条件付一般競争入札
○ 契 約 金 額　　584,840,696 円
○ 契約相手方　　株式会社石井工務店
　　代表取締役　遠藤　世一
　　東京都町田市原町田六丁目 22 番 9 号
○ 工　　期　　契約開始日から 2029 年 3 月 7 日まで

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　佐々木 （工事内容）環境資源部 循環型施設管理課長　平川	電話	724-2523 797-9618

議案概要

議案名	第１１２号議案　消防ポンプ自動車購入

【議案提出の目的】

消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、使用期限が経過した消防ポンプ自動車を買い替えるため、物品供給契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 町田市消防団第 1 分団第 3 部及び第 3 分団第 5 部に配備する消防ポンプ自動車各 1 台（計 2 台）を購入するものです。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得）
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）

【契約の概要】

○ 契 約 目 的　　消防ポンプ自動車購入
○ 契 約 方 法　　指名競争入札
○ 契 約 金 額　　66,542,440 円
○ 契約相手方　　三共自動車株式会社
　　代表取締役　河合　十（かわい　つなき）
　　東京都町田市図師町 1847 番地
○ 納　　期　　契約開始日から 2028 年 3 月 31 日まで

【過去の実績】

○ 2020 年度　消防ポンプ自動車 2 台購入　38,280,000 円
○ 2022 年度　消防ポンプ自動車 1 台購入　26,565,000 円
○ 2023 年度　消防ポンプ自動車 2 台購入　56,485,000 円
○ 2024 年度　消防ポンプ自動車 2 台購入　59,290,000 円
○ 2025 年度　消防ポンプ自動車 2 台購入　62,832,000 円

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　佐々木 （事業内容）防災安全部　防災課長　中坪	電話	724-2523 724-3254

議案概要

議案名	第１１３号議案　損害賠償の額の決定について

【議案提出の目的】

南エリア中学校給食センター地下式調整池の機能不足による道路冠水の発生に係る損害賠償の額を決定するものです。

【議案の内容】

○ 損害賠償の額　8,693,332 円

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号（損害賠償額の決定）

【経緯】

○ 南エリア中学校給食センターの地下式調整池の排水機能不足が原因で、2025 年 9 月 11 日及び 2026 年 8 月 13 日の集中豪雨の際に、南成瀬七丁目 15 番先の道路において、冠水が発生しました。
○ この冠水により、本件の被害者が営業する店舗に道路から雨水が流れ込み、床上浸水しました。
○ その結果、被害者が営業する店舗の内装、電気機器類が損傷するとともに、復旧や工事に伴い休業による損失が生じました。

問合せ先	学校教育部　保健給食課長　林	電話	724-2177

議案概要

議案名	第１１４号議案　町田市フォトサロンの指定管理者の指定について

【議案提出の目的】

町田市フォトサロンを管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

（指定管理者名）特定非営利活動法人ワークショップハーモニー
理事長　須﨑　信孝
東京都町田市鶴川一丁目 20 番 20

○ 公の施設の概要

名　　称	町田市フォトサロン
所 在 地	町田市野津田町 3272 番地
開設年月	1999 年 10 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
施設面積	254.65 ㎡
建物面積	285.57 ㎡（延床面積）
主要施設	第 1 展示室、第 2 展示室等

○ 指定管理者が行う主な業務

・写真等に関する展示会等を開催する業務
・写真等の展示又は発表のため、施設等の提供及び利用の承認に関する業務
・施設等の維持管理に関する業務

○ 指定の期間

2027 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までの 5 年間

※ 本件は、町田市指定管理者制度ガイドラインの非公募要件「障がい者・高齢者支援、市民協働等の市の施策推進の観点から、特定の団体が施設の管理運営を行うことが適当と認められる場合」に該当。

【議案の法的根拠】

○　地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）
○　町田市フォトサロン条例第 7 条第 3 項（指定管理者の指定等）

問合せ先	文化スポーツ振興部　文化振興課長　山田	電話	724-2184



この冊子は、250 部作成し、1 部あたりの単価は 178 円です（職員人件費を含みます）。